

広島県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路一・四・九〇一号東広島呉自動車道及び三・二・九〇三号本通仁方線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

広島県知事 湯崎英彦